

第六次 韓・日会談 在日韓人の
法的地位関係会議、1961.10-64.3

分類番号 723.1 JA
登録番号 724

P13. 受信人 : 外務部長官 貴下

在日韓人法的地位第1回非公式会議を次のように開催したので報告します。

- 1.(1961年)11月7日10時から1時間半の間霞友会館で会議をした。同会議にはわが側から李天祥主席委員の他3名、日本側からは高瀬侍郎主席委員の他5名が出席した。
2. 永住権の範囲に対してわが側の意見を次のように述べた。つまり在日僑胞の子孫に対して一定な時期を定めて、その前に出生した者に限ってだけ永住権を与えるのは、人道的な見地から良くないばかりか、彼らに不安感を与える。しかしその子孫に永遠に永住権を与えるのも日本側としては難しいだろうから、協定締結後相当な期間まで出生した子孫に対しては、その当時に行つて(その時になる頃に)永住権付与問題を再検討する方式を考えている。
3. これに対して日本側は韓国側の提案が建設的なものと思うと言ひ、日本側の意見を次の非公式会議の時に陳述すると言つた。そして日本側も在日僑胞の地理的、政治的特殊性は良く理解しているが、国内的に色々な問題があるので、このような問題と関連して在日韓人問題を扱わなければならない難しさがあるとした。つまり在日台湾人の待遇問題との関連、などを考慮に入れなければならないし、また永住権該当者の中には、韓日協定による永住権者、入国管理令による永住権者を考慮しなければならないと述べた。そして将来韓国人が「少数民族」問題を起こさないように、この機会にこの問題をきれいに処理しようとするとして述べた。
4. 次に強制退去問題に関してわが側は、政治犯として実刑を受けた者に限つて強制退去の対象になるが、一般社会犯罪で処刑された者はここから除外されるべきだと述べた。

P14.5. これに対して日本側は、わが側の主張の原則は良く理解すると言ひ、日本側としても永住権者は原則的に強制退去されないし、日韓両国の友好関係に害を与える者は強制退去する(総連側の人は退去させるという暗示?)という例外規定を作ろうということなので、具体的な技術的問題は両側の専門家が会合して定めようとした。

6. 永住権の申請方法に対しては、両側がもっと研究してみることにした。
7. 生活保護問題に関して日本側としては、今後無限定に保護を継続するのは難しいとした。

P15. 受信人 : 外務部長官 貴下

この(61年11月)15日10時から11時20分まで霞友会館で開催された在日韓人法的地位委員会第2次非公式会議の討議内容を次のように報告します。

1. 日本側は朴議長-池田首相会議で了解された線に沿つて可及的に会議を促進し、年内に全般的な解決を見るようにして、協定文の調印は他の委員会の妥結を待ち、その時同時にしようということで、わが側もこの方針に対して異議がないとした。
2. 永住権の範囲 : . . . わが側は子孫に関して、協定締結は相当な期間まで出生した者に対しては永住権を付与し、その後出生した子孫に対してはその時になって再び協議するにしようという意見を再び説明したし、これに対して日本側は彼らの意見を次の非公式会議の時に表明すると言つた。
3. 永住権の付与方法: わが側が申請書だけで永住権を付与するにしようとして述べたのに

対して、日本側は申請人が韓国国民であることが確認できるように、同申請人は韓国政府を経由(証明を要求するものではないという)しなければならないものと思料すると言
うので、わが側は再びこの問題はもっと研究してみるところとした。

4. 永住権の帰化問題：日本側は今後在日韓人の子孫が「少数民族問題」にならないよう
に留意していると言ひ、彼らに対する帰化問題を検討したいと言うので、わが側は私的
な見解だと前提して、従来の実情を見ると、生活能力のある者は帰化が容易に許可され
るのに、能力が弱い者は難しいと述べ、遠い将来を考えれば日本のために本当に帰化が
必要なのは、このような貧困な韓人ではないかと言ひ、これに対して日本側の研求を要
望した。
- ・ 7. 従来、法的には判らないが、事実上としては内国民待遇を受けて来たが、このような
内国民待遇を永遠に続けられるか判らないと日本側は言ひ、この問題は厚生、文部など
決定当局と協議するところとした。
8. 国籍確認：わが側は国籍確認の重要性を強調した。

P19. 受信人：外務部長官 貴下

この(61年11月)27日午前10時30分から11時50分まで開催された第4次在日韓人法的
地位委員会非公式会議の討議内容を次のように報告する。

- ・ 日本側は要旨次のように、彼らの見解を表明した。
- ・ 生活保護問題：現在は日本人と同等に生活保護をしているが、国交が正常化したらこの
仕事を韓国政府が受け持つように要請するつもりだ。しかし即刻生活保護を中断する
というのではなく、当分の間はこれを続ける。

P30. 受信人：外務部長官 貴下

法的地位委員会第7次非公式会議報告

この(62年2月)21日午前8時から10時20分まで霞友会館で在日韓人法的地位委員会非
公式会議を開催したので同会議内容を次のように報告する。

- ・ 2. 帰化問題：わが側は帰化問題において特に問題になるのは、日本側の国籍法上帰化
要件を備えていない貧困な在日韓人なのだが、このような貧困な在日韓人が容易に帰化
できる道が用意されることを希望すると述べたのに対して、日本側はそのような韓人を
特殊に取扱えば、今まで大変な手続きを踏んで帰化した他の人に比べて、不公平な結果
を招来するので難しいと言った。

P51-73 韓国語文 在日韓国人の法的地位に関する委員会

P74-105 日本語文 在日韓国人の法的地位に関する委員会 次頁に添付

III 급 비 밀
CONFIDENTIAL

(별첨 2)

在日韓(國)人の法的地位に関する
委員会

외국인법 (1952.12.18)
외국인법수

1952.12.30

1966.12.31

825

0366

174

~~III 급 비 밀
CONFIDENTIAL~~

1 永住許可付与の範囲

日本	韓国	合意如何
<p>1. 終戦の日以前から引き続き日本に居住する韓国人に対しては協定上の永住許可を付与する。(注1)</p>	<p>1. 終戦の日以前から引き続き日本に居住する韓国人に対しては永住許可を付与する。</p>	<p>合意</p>
<p>2. 上記1の子で、終戦の日の翌日から平和条約の発効の日までに日本で出生し、引き続き日本に居住する韓国人に対しても協定上の永住許可を付与する。(注2)</p>	<p>2. 終戦の日の翌日から平和条約発効以後から本協定発効時まで出生した子孫に対しては、合意しても永住許可を付与する。(注3)</p>	<p>合意</p>
<p>3. 上記1および2により協定上の永住許可を付与された者の子については、次の趣旨を合意議事録で約束する。 (1) 成年に達するまでの間、人道主義に反しみだりに親</p>	<p>3. 本協定発効時から20~30年の間に出生した子孫に対しても永住許可を付与する。(注4)</p>	<p>合意</p>

826

0367

から引き継ぎして日本 本國外に居たせし めるようなことは しない。	本協定発効時から 20〜30年が経過 した後に出生した子孫 に対しても永住許可 が付与されなければ ならないと確保する が、日本側の立場を 尊重して、彼らの永 住許可は、その当時 の商数の情勢を立 互に相互が協議し、そ の時に再び決定する。 (注5)
(1) 成年に達した後、 その者達がなお日 本國としての在留 を希望して永住許 可の申請をすると きは、好意的にこ れを処理する。 (注6)	(注5)

注1 終戦の日以前から引き続き日本に居住す
 る日韓人(註)に永住許可を付与することは、す
 でに第5次会議において合意されたことと
 ある。

2 日本側は、在日韓人(註)に特殊な待遇を与
 えるのは、彼らが平和条約発効に伴ない自
 己の意思によらずして日本国籍を喪失した
 結果、それまで日本人として受けていた特

827 0368

遇を度つたという事実に對する措置であり、また、この事実にそれが在日韓(日)人に特殊な待遇を与えるための中分にして、かつ、唯一の根拠になりうると判断したので、平和条約発効時までに生まれたものに対して協定上の永住許可を付与することを提案した。

(1960年11月25日第5次会談第3回公式委員会、1961年3月2日同第8回公式委員会)

3. 韓國は、日本側は終戦後出生した子孫に対する永住許可付与の範囲を平和条約発効時までに出生した者としているが、この基準は、種々の理由、特にその中でも韓國は平和条約締結以前に独立したという事実からみても合理性のないものであるので、

0369

828

「行成後本協定発効時までに出生した子孫」
と改正されるべきであると提案した。(/
961年 / 2月 / 9日第3回公式委員会)

4(V) 韓國側は、次のとおり理由を挙げて、
本協定発効後相当期間内に出生した子孫
に対しても永住許可を付与することを提
案した。(/ 961年 / 2月 / 9日第3
回公式委員会) 「注3(初)何れ何れ」

② 崔長官は、「相当期間」を20～30
年とすることを提案した。(/ 962年
3月 / 6日外相第4回国会談)

5 「注3(V)」

6(V) 平和条約発効後に生まれた子孫につい
ての日本側提案は、上記日本側提案3
(/ 960年 / 2月 / 9日第5次会議第

0370

829

に基づいて情納的に基準を定めるのが適当な方法であると提案したところ、韓国側はこれに応じ、4回にわたって専門家会議が開かれた。

(4) 1962年3月7日第4回公式委員会において、日本側は、退去強制できる場合の大小が永住許可すべき者の範囲の大小に直接結びつくことと述べ、さらに、在日韓国人も外国人であるからには「例えば犯罪者、麻薬犯中の重大なものや日本政府を暴力で叛逆しようと企てる者あるいは日本国の外交上の利益を害する者等のように、日韓間の友好関係又は日本国の重大な利益を害する者でも在留の保証がある」というようなことはありうべから

0377

836

ざる状態であると述べた。

2 / 1961年12月13日第3回公式委員会および1962年3月16日外相第4回会談において提案した。

3(1) / 1961年11月29日第1回専門家会議において合意された。

(2) 専門家会議においては、永住許可をうけて在留する在日韓国人に直接関係のある入管令第24条4号(日本に在留する外国人の退去強制事由)について検討を行ない、同条のその他の各号については、永住権の内容等について議論纏つめるときに検討することにした。

4(1) / 1962年2月27日第3回専門家会議および3月7日第4回公式委員会にお

0378

837

いて政府を転覆しようとした者等は退去
強制することを提案し、3月5日第4回
専門家会議において、これを有罪判決を
うけたものに限定するという点につき
閣議提案に同意した。

(2) これは、入管令第24条4号オ、ワお
よびカに該当するものである。

15 1962年3月5日第4回専門家会議お
よび3月16日外相第4回会議において提
案した。

6. (1) 1962年2月27日第3回専門家会
議および3月7日第4回公式委員会にお
いて提案した。

(2) これは、入管令第24条4号リに該当
するものである。

0379

~~038~~

87

7 1962年3月5日第4回専門家会議
および3月16日外相第4回会談において提
案した。

8(1) 1962年2月27日第3回専門家会
議および3月7日第4回公式委員会にお
いて提案した。

(2) これは、入管令第24条4号チに該当
するものである。

9 1962年3月5日第4回専門家会議で
述べた。

10(1) 1962年3月5日第4回専門家会議
および3月7日第4回公式委員会におい
て提案した。

(2) これは、入管令第24条4号ヨに該当
するものである。

0380

530

88

(3) 日本側は、これを退去強制の対象から除外されると日本の外交上の利益を害する者、
騒擾罪を犯した者等を退去強制する余地が
なくなり極めて不都合であり、また、例え
ば、日韓間の親善関係のみでなく、日本と
友好関係にある第三国と日本との親善関係
を害するような者も退去強制の対象とすべ
きであると述べた。(1962年3月5日
第4回専門家会議)

12
* 韓側は、入管令第24条4号は Gene-
ral Clause ^{この規定は特定の国籍を以てして}
であるという理由でその適
用を拒否する ^{こと} に対しては、
用に反対した。(1962年3月5日第4
回専門家会議)

0381

89

② 財源増および減額増

注1を次のとおり改正する。

① 1961年12月19日第3回公式委員会において提案した。

② 補正文は、「内国民と同等の待遇」といつたのは在日韓国人が社会的、経済的活動をするにあつて国籍のために差別をうけないという意図であつて、日本領の述べたところ（上記日本領見解3）と同じ意味であると述べた。

Amend

0382

841

90

V 教 育

日 本 側	韓 国 側	合 意 如 何
<p>1. 合意議事録において、協定上の永住許可を付された在日韓国人で引き続き日本に在留する者が日本の公立の小学校および中学校への入学を希望する場合には、日本政府は原則としてその入学を認めるよう措置する用意があるとの趣旨を約束する。(注1)</p>	<p>在日韓国人の子孫については、日本人子孫と同等に義務教育(小学校および中学校)をうけるようにし、上級学校進学については日本人と同等な機会を付与する。(注3)</p>	<p>原則的に合意</p>
<p>2. 協定上の永住を許可された者の子孫の教育の問題については、協定の対象者と同等の約束をすることはできないが、韓国側の希望を何らかの形で合意文書とすることを検討する用意がある。(注2)</p>		

0383

91

<p>3. 韓国人設立の韓国 人のための学校を学 校教育法第7条に規 定する学校と認める ことは、国の教育制 度、学校制度と、国 の最も重要な政策の 一である教育政策を 根本的に棄すことにな るので、絶対同意 できない。(注5)</p>	<p>2. 在日韓国人が私立合意に達していな 子校を設立した場合に に、それが日本の法 律で規定された一定 の基準に到達したと きは、学校教育法第 7条に規定する正規 の学校として認可す る。(注4)</p>
--	--

注1. 1961年4月6日第5次会談第9回公
式委員会において提案した。

2. 同上

3. 1961年12月19日^{※310}公式委員会およ
び1962年3月16日外相第4回会談に
おいて提案した。

4(1) 同上

(2) 韓国側は、このような提案をする根拠
の一として、大阪にある白領学園(小、

0384

843

92

中、高校)と金剛学園(小学校)が学校教育法第1条に規定する正規の学校として認可を受けているという既成事実を挙げた。

(1962年3月2日第8回非公式会談)

3) 1962年3月7日第4回公式委員会において述べた。

2) 日本側は、大阪の白雲学園および金剛学園は、平和条約発効前、すなわち、在日韓国人が日本においては日本人として扱われていたときに認可されたものであるから、これを前例とすることはできないと述べた。

(1962年3月2日第8回非公式会談)

0385

844

93

するものではある、
(注2)

3 合意事項について、韓国政府は在韓
韓国人の生活を安定
させ、貧困者を救済
するためできる限り
の負担を減らす用意
があるとの趣旨を約
束する。(注3)

注1 1961年4月第3回第5次会談第9回公式

委員会において提案した。

2 同上

3 同上

4(1) 1961年12月19日第3回公式委員

会において提案した。

(2) 「自分の間」という語句について韓国側

が真したところ、日本側は、国交正常化後

は在日韓国人に対する生活保護は韓国政府

0387

846

95

に引き受けてもらいたいと思つているが、
急にそりすることも不適當と思われるので
「当分の間」は日本通が引き続き行なり予
定であると述べるとともに、さしあたり何
年と区切るつもりはないが、韓国政府が国
際法密に基づきできるだけ早く何らかの措
置をとることを希望すると述べた。(19
61年11月27日第4回非公式会談)

0388

847

96

Ⅷ 永住帰還者の持帰り財産

日 本 側	韓 国 側	合 意 如 何
<p>1. 合意議事録において、協定上の永住許可を付与される資格のある在日韓国人が永住の目的で韓国に帰還する場合には、日本政府はこれらの者の所有するすべての財産搬出に原則として異存がないとの趣旨を約束する。 (注1)</p> <p>2. 「原則として異存がない」という意味は次のとおりである。 (1) 麻薬、火薬類、風俗を害するおそれのある文書等いわゆる禁制品目の搬出は認めることができない。 (2) 明らかに商品取引の対象となるものの搬出を認めることはできない。</p>	<p>1. 永住する目的で韓国に帰還する者が自分の所有財産を搬出しようとする場合には、絶対的禁輸品と客観的に商品と認められる物品を除いては、その搬出を禁止したり課税したりしない。(注3)</p>	<p>原則的に合意</p>

0389

848

97

(3) したがって、永住帰還者が搬出しうる荷物は、携帯品、引越荷物および職業用具とするが、通常の場合、これによつて帰還者はその財産をすべて持ち帰ることができる。

(4) 永住帰還者が物
で持ち帰れないものは、これを換金して持ち帰ることになるが、帰還の際持ち帰りうる資金は、一世帯当り180万円までとし、これを超える分については、本人の名義で日本の銀行に預金し、日本の法令の範囲内において、為替自由化の大勢とも見合いつつ、逐次送金することが認められる。(注2)

2. 永住する目的で
合意に達していな
国に帰還する者につ
いては、一時送金額
は一世帯当り1万ド
ルとし、残余金額は
随時送金できるよう
にする。(注4)

0390

注1. 1961年4月6日第5次会談第9回公式委員会において提案し、その際、同時に、搬出の時期、方法等具体的細目については、おつてワーキング・グループで討議し、必要なものについてはその結論を合意議事録にとどめることを提案した。

2 同上

3. 1961年12月19日第3回公式委員会において提案し、その際、同時に、財産搬出および送金の取扱手続、時期等については、後日、専門家をして審議せしめると述べたところ、日本側は了承した。

4 同上

0391

850

99

13 国籍確認

日 本 側	韓 国 側	合意如何
在日韓国人が韓国籍を有することを承認するに反対である。(注1)	在日韓国人は日本国籍を回復するに賛成し、大韓民国の国籍を回復するに賛成する。(注2)	合意に達していない。

注 1.(1) 1962年2月20日第7回非公式
 会談および3月7日第4回公式委員会
 において述べた。

(2) 日本側が国籍確認条項を設けること
 に反対する理由は次のとおりである。

(1) 本協定においては、日本にいる「
 大韓民国国民」をその対象としてい
 るのであるから、このような条項を
 設ける必要はなく、また、在日韓国

0392

851

人は韓国人であるという規定は意味をなさないし、これを英語で

"Korean residents in Japan are the nationals of ROK" と表わすとして

も "Korean residentsとは民族として

解さなければ意味をなさないところ、

民族と国籍とは必ずしも一

致しない。（1962年2月20

日第7回非公式会談）

- (四) 在日韓国人は平和条約という実定的な国際法の効果として日本国籍を喪失したのであり、日本側としては彼らに日本国籍はないとしかいえない。（同上）

(四) 国際私法上の準拠法を定めるた

0393

852

101

めには、個々の行為ごとに韓国政府の国籍証明があれば足りる。すなわち、国籍証明が必要にしかつ十分な準拠法を定める方法である。(1962年3月7日第4回公式委員会)

00) 国籍確認条項を設けると、社会党等がこれを非常に重要視していて重大な政治問題化しようとしており、国内世論の動向からして、国会での協定批准は困難である。(1962年2月20日第7回非公式会談)

✓ 2(1) 1961年12月19日第3回公式委員会および1962年2月20

0394

第3回公式委員会」のおりであるが、韓国側が、子々孫々に永住許可を付与するという従来の主張を改め、本協定発効後20~30年間に生まれた子孫に永住許可を付与し、その後生まれる者についてはその時にい
たり協議して決定することとすることを提
案したところ、日本側は、この韓国側提案
を研究すると答えた。(1961年12月
19日第3回公式委員会、1962年3月
16日外相第4回会談)

(2) 日本側は、韓国側が上記提案を行なった
際述べたところ(注4(1)および注5)に對
し、次のとおり述べた。(1962年3月
7日公式委員会)「注4(2)(何の何)」

0371

830.3

179

II 永住許可付与の方法

日 本 側	韓 国 側	合意如何
1. 永住許可を申請する者が韓国籍を有する者であり、本協定を単独法として永住許可の申請をする者であることを立証するため、「協定上の永住許可をうけるにあつては、韓国政府の発給する韓国籍を証明する文書を提出するものとする」との趣旨を合意議事録で約束する。(注1)	1. 該当者が提出する申請書のみで永住許可を付与する。(注2)	合意に違っていない。
2. 「協定上の永住許可申請は、協定の効力発生の日から5年以内に行なうものとする」との趣旨を協定に規定する。(注3)	2. 永住許可申請期間は、本協定発効後5年間とする。(注4)	合意

注1. 1961年1月10日第5次会議第5回

非公式会談において文書をもつて提案、1

0372

831

80

1962年3月7日第⁴3回公式委員会でこれ
を確認した。

2 1961年12月19日第3回公式委員
会において、第5次会談における提案を確認
した。

3 1961年1月10日第5次会談第5回
非公式会談において文書をもつて提案した。

4 1961年12月19日第3回公式委員
会において、第5次会談における提案を確認
した。

0373

832

81

■ 退去強制

日本国	韓国	合意如何
<p>① 原則 「協定上の永住許可をうけた者については、日本国の法令の退去強制事由に該当する者であつても日本国の国家社会秩序をみだすおそれの大なる者、あるいは日韓兩國間の親善関係を維持するのに有害な者等を除いてはその退去強制の実施につき特別の考慮を払う」との趣旨を協定に規定する。 (注1)</p>	<p>1. 原則 協定の趣旨を身する者は退去強制することができる。 (注2)</p>	<p>協定上の永住許可をうけた者については、特殊な事例を除いてはその退去強制の実施につき特別扱いをすることにつき合意に達した。</p>
<p>2. 細目 (1) 入管令第24条4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヌ及びルに該当する者は、その退去強制の実施につき特別の考慮を払う (注3)</p>	<p>2. 細目 (1) 入管令第24条非公衆合意4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ヌ及びルに該当する者は、退去強制しない。(注4)</p>	

02

退去強制
事由

0374

833

82

(2) 暴力で日本政府を威嚇しようとした者等で、裁判官の有罪判決をうけたものは退去強制することができる。(注4)

(2) 暴力で日本政府を威嚇しようとした者等、裁判官の有罪判決をうけたもの(罰金刑、執行猶予等を除くものは除く。)は退去強制することができる。(注5)

この17
11月24日
1972年11月24日

(3) 犯罪犯中の重大なものは退去強制することができる。(注6)

(3) 犯罪犯中ノ0年具体的範囲を除きを超える罪に処せ原則的には非公式にされたものは退去合意。強制することができ。(注7)

cp. 120

(4) 麻薬犯中の重大なものは退去強制することができる。(注8)

(4) 麻薬犯について合意に達してないは検討中である。(注9)

05 30 V

(5) 日本国の利益または公安を害する行為を行なった者は退去強制することができる。(注10)

(5) 日本国の利益または公安を害する行為を行なった者は退去強制しない。(注11)

0375

834

83

悪評は

証人(1) 1961年1月10日第5次会議録5

国非公式会議において[REDACTED] 文書をも
つて提案、その際、同時に、退去強制の
実施につき特別の考慮を払うものの具
体的範囲についてはワーキング・グル
ープで個別に検討し、その結論を合意議事録
にとどめることを提案した。

(2) 韓河副は、日本側提案の基準は漠然と
しすぎているので、これを明確にしてか
ら個別的討議に入りたいとの立場をとつ
ていたが、第6次会議に入り、日本側よ
り、まず明確な基準を作ってから個々の
退去強制事由についてどうするかを検討
するのも一方法だが、まず各退去強制事
由の一つ一つについて検討し、その結果

0376

835

84

日第7回非公式会談で提案した。

㉞ 1962年3月16日外相第4回
会談において、副長官は、「大韓民
国は、韓半島唯一の合法政府である
から、全在日韓国人はその事情如何
にかかわらず大韓民国国民であるこ
とを、日本国は当然認めなければな
らない」と発言した。

(3) 韓国側は、1962年2月20日
第7回非公式会談において国籍確認
条項を必要とする理由として、次の
ことを挙げた。

(I) 領土の変更がある場合には、国
籍について規定する条項を挿入す
ることが一般的な慣例である。

0395

854

(D) 国際私法上の身分行為の準拠法

たる本国法を適用するにおいて、

本国法を確定するために国籍確認

条項が必要である。

0396

855

104

K 永住帰還者中の貧困者に対する補助金

日本側	韓国側	合意如何
<p>永住帰還者中の貧困者永住を目的として帰還合意に達していな に資金を支給するといする在日韓人のうち、い。 う提案に応ずること二極貧者、とくに生活保 できない。韓国側の養護法の対象者に対して 求する機関が com- は、旅費および帰還機 pensation というこの定着資金として、/ とであれば請求権の問題半当り2000ドル 題として処理してほしい。 (注1)</p>	<p>(注2)</p>	

注1. 1961年5月11日第5次会談第11

回非公式会談において述べた。韓国側が第
5次会談の最後の公式会談で提案したため、
日本側は、公式には何も述べていない。第
6次会談においては双方とも言及していない。

2. 1961年4月27日第5次会談第10

回公式委員会において提案した。

0397

856

105

P142 受信人 : 外務部長官 貴下 1962.10.11

10:30-12:00 法的地位関係第2回会議を開催したのでその内容を次のように報告する。

日本側は、永住権の範囲に関してこれから正式提案するが、今日はまず非公式にその一端を説明しようとするので聞いて欲しいと前提して要旨次のように述べた。

- 1). 韓国側の提案である 20-30 年後の最協議案は問題を後回しにする結果になり良くなく、日本の国民感情や国会に対する説明も困難だ。
- 2). 便宜上、平和条約発効当時までに出生した者を 1 世に、それ以後に出生した(またはする)者を 2 世以下に区分し、1 世に対しては永住権を与えるのに異議がないが、2 世以下に対しては「最協議案」の代わり、20 歳に達した時に原則的に事実上選択と同一な結果をもたらす帰化の機会を与えよう。(わが側が、永住権の始点を平和条約発効時で切ることかと心して聞くと、日本側はその点はまだ未定だと曖昧な答弁をした)これに対して韓国側は、協定上に帰化問題を表面化することは、かえって抵抗を起し逆効果をもたらすだろうと言い、やはり「最協議する」という表現で処理するのが最も良い方案だろうとした。

P144 受信人 : 外務部長官 貴下

1962.10.16 10:30-11:40 法的地位関係第3回会議を開催したので同会議内容を次のように報告する。

2. . . . 前回会議で日本側が説明した永住権の範囲に関する日本側の考えに対して
 - (1) 時点を何時にするのか
 - (2) 成年に達した時、帰化の機会を与える場合、入管令の帰化条件との関連はどうなるかに対して少し具体的に説明して欲しいと要求したところ、日本側は要旨次のように言った。
 - ア、一世に対しては協定上の永住許可を付与し、二世に対しては 20 歳に達した時、帰化の機会を与えようというものだが、一世をどこまで切るかという時点に関しては、一世は父母プラスアルファになるだろうが、アルファが何時までに出生した子孫かということはまだ未定である。
 - イ、帰化の条件に関しては日本側としては子孫をだんだん日本人化させようというのが根本的立場なので、帰化が容易な雰囲気を作るし、これに対して韓国側も「勧告」するのは立場が困難かも知れないので「妨害(邪魔)」せずに「同調」していただくことを望むものである。
3. 永住許可の方法に関して韓国側が
 - (1) 在日韓人は外国人登録などで韓人であることが既に証明されているので、韓国政府が今さら

P145. 証明を発給する必要はなく、

- (2) 証明を発給するようになれば不必要な手続きで時間と労力が消費されるだろうし、
- (3) また朝総連系統の策動で在日韓人の中には、韓国政府の証明を受けるのに事実上困難を受ける者がいるだろうから、この点も考慮して申請書だけで永住許可を発給しなければならぬと、従来の主張を再び説明したところ、日本側は確実な態度を表明はしなかったが相当難色を見せた。

P151. 受信人 : 外務部長官 貴下

11 月 21 日 15:00-17:00 法的地位関係第6回会議開催 討議内容報告

1. 永住権の範囲 : 日本側の非公式提案

- (1) 終戦当時から継続して日本に居住した者、及び平和条約発効時までに出生したそ

の子孫には協定上の永住権を付与する。

- (2) 前項の子孫に対しては未成年時には父母と同等な処遇をし、**成年に達した時に帰化または永住の選択権**を与える。

永住を願う者は入管令による「一般永住権」(ただし一般外国人よりは強化された永住権を考慮)を与える。

2. 付与方法 : ・ ・ ・日本側は**協定締結後、共同委員会のようなものを設置して定めるもの**ひとつの方法という意見を表示した。

P159. 受信人 : 外務部長官 貴下

12月4日 10:30-12:10 法的地位関係第8回会議開催

- (1) 退去強制事由は韓国側の文代表が帰任した後、池上検事と全般的にもっとより検討してみないといけないと考えるが、麻薬の件に関して禁固以上の受刑者を全部退去強制対象にしようというのが日本側の意見なのか?常習者は考慮する余地があるが、そうでない者は対象にできないと考える。

(日本側の答弁): **禁固以上の受刑者は対象にしようというのが現在の日本側の立場**であるが、この問題は統計を準備した後、これを参酌して再検討するつもりだ。

- (2) ジェネラルクロス 1項の暴力犯

- (3) 子孫に対する永住権の範囲を平和条約発効以後に広げる問題は考慮してみたのか?

(日本側の答弁): 日本側が前に法的地位委員会会議で文書で提示したように、退去強制事由が広がれば永住権の範囲も広がると考えている。

- (4) 第2の1項によれば永住権者の子は、滞留及び退去強制においてだけで父母と同等な待遇を受けるようだが?

P160. (日本側の答弁): ここでは永住権及び退去強制問題だけを述べたもので、待遇問題は他の項で説明する考えだ。

- (5) 同2項に永住権者の子が成年に達すれば在留資格選択権を与えると云ったが、これは何の意味か?帰化を望まない者は永住を許可するということだから、「永住を許可する」という表現にした方が良いのではないか?

(日本側の答弁): 協定上の永住と区別するために表現上そのようにしたのだが、在留資格には商用、留学など色々あり得るが、結局永住を意味する。この問題は再検討する。

- (6) 日本側の主張は子孫になるほどに永住資格が弱くなるという印象を与えるが、帰化問題を表面化するなら日本側のこのような立場が理解を受けるのだろうか、そうでなければ子孫になるほど日本に居住しなければならぬ必要が強くなるにも関わらず、**協定上では子孫になるほど弱化したという結果になる**だろう。

(日本側の答弁): その意味は理解できるが、**子孫に至っても帰化を望まない者は一般外国人としての待遇を受けるのが正しい**という考えだ。勿論その裏面には多くの子孫は帰化するだろうと考慮に入れたものだが、帰化問題は表面化できないもので、交換文書などで定めるのが良い。

P161. 受信人 : 外務部長官 貴下

1962.12.7 10:30-12:30 法的地位関係第9回会議 開催

2. 日本側は未合意点を法的地位関係会議で調節しなければならないという点に関しては同感の意を表したが、**会談を促進しようという問題に対しては深い関心がない**ような印象を見せた。

4. 国籍証明書添付問題に関して日本側は、万一申請者個々人に発給するのが困難なら、日本側が申請者名簿を1万名または2万名ずつ作成して「ジョイントコミティ」(万一そういうものが設置された場合)に提示することで国籍が証明できるとするというのがひとつの方法ではないかと示唆した。

P162. 受信人 : 外務部長官 貴下

12.11 10:30-12:10 法的地位関係第10回会議 開催

韓国が国籍証明設部に反対する理由のひとつが、朝連系による申請者に対する妨害を避けようという処にあるなら、日本政府が申請書を受付した後、これを例えば10日毎に韓国の政府機関に送って判子を貰うなどの方法を取れば申請書には影響を与えないだろう。

P173-180 法的地位問題の韓国側、日本側意見と相違点

P195. 韓日代(政)161号

1963.3.25

受信: 外務部長官

題目: 在日韓人の永住権の範囲に対する請訓

・
・

下記

1. 永住権の範囲
 - (1) 太平洋戦争終戦当時から継続して日本に居住した韓人、及び本協定発効時までに出生した彼らの子孫に対して、協定上の永住権を付与する。
 - (2) 本協定発効以後に出生した子孫に対しては、彼らが未成年の時には彼らの父母と同等な処遇をし、成年に達すれば、彼ら自身の意思により、本国に永住帰国、日本人に帰化または韓国人として日本に永住することを選択することになる。この場合、
 - (ア) 本国に永住帰国を望む者に対しては、特に財産搬出など協定上の永住権者と同等な処遇をし、
 - (イ) 日本人に帰化することを望む者に対しては、特に生活維持能力など日本の法律に規定された帰化の条件に関わらず、無条件で帰化を許可し、
 - (ウ) 韓国人として日本に永住することを望む者に対しては、特に退去強制事由などにおいて、一般外国人とは違う基準、協定上の永住権者の待遇をする。
 - (3) 終戦後に日本に入国し、日本政府から入管令による在留の許可を受けている者に対しては、これからも日本に在留できる資格を続けて認定する。(この問題は日本政府が付属文書などで約束する)
 2. 永住権申請方法
 - (1) 日本政府は前項の協定上の永住権該当者が提出する申請書だけで、即ち韓国政府が発給する国籍証明の添付なく、永住許可を発給する。ただし永住許可申請者の内、その国籍が不明な者に対しては、その度ごとに韓国政府が彼の国籍が証明できるように協調する。
 - (2) 永住許可の申請期間は本協定発効時から5年間とする。
- 追記 : 1. 子孫に対する永住権の範囲において、協定発効後20年までに出生した者には永住権を与え、その後出生した者に対してはその時に再協議しようという従来の主張を、協定発効時までに修正建議することは

(1) 従来の主張は日本側が受諾する可能性がなく、
(2) 協定発効時までには譲歩する代わり(2)の(ア)、(イ)及び(ウ)のように、その後に出
生した者に関する地位を、永久に確定させることで、実利面においては再協議案より
P197. も有利にしようというものである。

2. 在日韓人の中で指導クラスにいる多くの数が終戦以後に日本に入国(正当な手続きを踏まないで)した者だという事実を考慮し、そして彼らが協定発効後もしも強制退去され
ないかと憂慮している点を考慮し、1.(3)のような合意議事録または付属文書で規定
する必要があると思われる。終戦以後に入国した者は協定の対象ではないが、彼らに
たいして続けて日本に在留する資格を認定するという事は従前会談で日本側が確認
したことがある。
3. 永住権の申請において、申請者の中で国籍が不明な者に対しては、「ケースバイケース」
で韓国政府が彼の国籍証明に協調することは当然なことと思われる。

駐日大使 裴義煥 ㊟

P199. 1963.4.2 第6次韓日会談予備交渉法的地位関係会合
第20次会議要録

- 1.(永住権付与範囲) 韓国側は永住権付与問題に関して専門家会議で両側代表が相当接
近したことがあるが、まだ隔たった対立があると述べた後、日本側が基本点にしてい
る平和条約発効日は韓人の国籍回復問題として論理に一貫性がなくなり理論的に矛盾
する点があると指摘し、永住権付与の基準点は本協定発行日にして、そこから両側の
立場を接近させなければならないだろうと言った。
2. これに対して日本側は冗談調で、両側が主張する付与範囲を合算した後二等分すれば
良いかも知れないと言った後、退去強制事由が日本側の希望通りに決定され、在日韓
人の特殊性が緩和すれば、永住権付与範囲において韓国側の立場に接近できるだろ
うし、また退去強制事由の内「麻薬犯」に関して日本側の希望が貫徹されれば日本側
の立場を再考すると述べた。
3. 日本側から麻薬犯に関する言及があったので、韓国側は永住権付与範囲を合理的に解
決しなければならないのは勿論、麻薬犯も

P200. 合理的に解決しなければならないと言った後、麻薬犯においては執行猶予になった者
が除外されなければならないのは勿論、刑期においても2年、3年、または5年とそ
の期間が定まらなければならないが、**実刑が加われば充分なのに、その後に退去強制
をするのは余りに酷すぎないか**と言った。これに対して日本側は、麻薬関係の犯罪は
国際的に取締られている犯罪なので韓国側が重点をおいて考慮していただきたいと述
べた。

4. 韓国側は麻薬犯に関しては重点をおいて検討してみるが、永住権付与範囲の問題に関
しては日本側に再考して欲しいと言い、協定発行日を基準点にするのが妥当だとい
う非公式見解を表示したが、日本側は本問題においては両側の立場の中間点を妥協点に
する訳にも行かないことで、外務省条約局の態度が強くて融通性がないと言うと同時
に、協定発行日がだんだん遅くなるので、それを基準点にする時にも難があると言
った。
5. 日本側は永住権問題に関連して、在日韓人の2、3世はいつかは結局日本人化するだ
ろうし、その時間が短いほど本人に良いと思うが、**永住権が余り特惠的なものなら**

P201. **日本人化しようという努力が弱化する**だろうから、永住権付与に適切な限界において、

容易に日本人化できる素地を用意しなければならないだろうと言った。これに対して韓国側は、韓人の 2、3 世は日本に帰化する公産が大きいから、彼らに永住権を与えるのに日本側が気を使う必要はないだろうと述べた。

P202. 1963.4.23 第6次韓日会談予備交渉法的地位関係会合
第21次会議要録

P205. 6. 日本側は教育問題の他に、在日韓人に対する就職における差別待遇問題もとても困難なものだと言いながら、韓国学園を出るのも良いが、就職の面から見ると韓国学園を卒業するのは結局不利ではないかと考えられると言い、長い人目から見る時、日本の正規学校で勉強した方が在日韓人の子孫のためにより良いことだと述べた。この問題に対して韓国側は、協定で就職に関して差別

P206. しないと規定しても実際的に日本社会全般が応じて来なければ困難な問題で、この問題は重大な社会問題だと思うと述べた。

P249. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
法的地位関係第29次会議 会議録

1. 開催日時： 1963.12.5 10:30－11:50

2. 場所：霞友会館

3. 出席者:

韓国側	李垆浩代表 安世勳 3等書記官
日本側	小川清四郎 入管局長 富田正典 入管次長 池上努 参事官 星智孝 民事局第五課長 鶴田剛 外務事務官

4. 討議内容

李垆浩代表：今日は在日韓人の社会的保障問題に対して論議しようと思う。現在日本は国内法上自国民に各種の社会的保障制度による恩恵を付与しているが、生活保護法による恩恵を除外しては在日韓人に対して何の社会的保障的処遇を付与しないている。例えば国民健康保険法による健康保険の恩恵のようなものを在日韓人も受けられるようにしなければならないのではないか。

池上：国民健康保険法による健康保険に加入したければ、現在各地方に居住している韓人たちが希望すれば、条例によって地域別にその地域に住む全韓国人は健康保険に加入させている。

李垆浩代表：そのような小範囲、または本人の希望如何が問題ではなく、全国的に在日韓人たちを健康保険に加入させ、その恩恵を受けさせる制度的保障が必要だ。即ちわれわれはこれを協定上に規定しようというのだ。

小川：健康保険に強制加入することを、協定上で規定する必要があるだろうか。言わば外国人に対する健康保険への強制加入を協定に規定するということは、国際条約の性質上おかしくないか。

李垆浩代表：在日韓人が外国人だとしても、彼らに利益になる社会保障の恩恵に与

らせるために、彼らを健康保険へ強制加入させることを、韓日両国の条約に、これを規定できると考える。日本の職業安定法第3条には人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門閥、従前の職業、労働組合員という理由で雇用において差別待遇をしないとしているので、この法律は外国人に対しても、その法の社会保障的恩恵を与えさせている一例ではないか。

小川： 事実難しい問題だ。

李炯浩代表： だから本会議で話をして韓日協定でこれを保障しようというのだ。

池上： この問題を論議しようとしたら厚生省と相談しなければならないのだが、厚生省は在日韓人の貧困者に対する生活保護法上の恩恵も止めようという意見だ。だからこの問題を提起して、生活保護法上の恩恵まで喪失したら、却って損ではないか。

小川： この問題に対して民団僑胞の間に多くの反応があるのか。

P251. 李炯浩代表： 民団よりもこれに対しては本国でより関心を傾注している。日本国の法律で日本国民に適用されている社会保障的制度の恩恵は、欠かさずに在日韓人にも適用されるように韓日協定で規定してあげなければならない。

池上： 逆に社会保障的恩恵が付与されることで不利な場合もあるのではないかと。強制でお金を出すようになるかそれがそれだ。

李炯浩代表： そうではない。ある場合、健康な人が社会保障制度によってお金だけ出すことになる場合もあるが、何時、どんな病気を患うかは判らないではないか。法は特定人を眼目に置くのではなく、普遍的利益を考慮しなければならない筈だ。したがって韓日協定締結時にも、これに対する規定があるべきだと思う。

P267-270 法的地位問題に関する交渉指針

P322. 受信人： 外務部長官 貴下

退去強制問題第2回専門家会議報告 1963.2.28 15:00-16:00 に退去強制問題第2回専門家会議を開催したので同会議の内容を次のように報告する。

1. わが側は日本側の退去事由5個の項目の内の2.(破防法4条1項2号)に関して、日本側が2.を削除すれば3の凶悪犯の刑期を日本側の主張通りに「7年超過」とすることを考慮できると述べた。
2. わが側が永住権を申請しない韓人の退去強制問題はどのようにするのかと問い合わせたところ、日本側は
 - (1) 永住権を申請しない者は入管令の退去事由が全部適用され
 - (2) 彼らを退去させる時は第一次的に韓国へ送還するだろうと言い
 - (3) 彼らには教育に関する恩恵がないだろうし、生活保護も受けられないだろうと述べた。

P324. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第2回専門家会議 会議録
1.開催日時： 1963.2.28 15:00-16:00
2.場所： 霞友会館

3.出席者:

韓国側 李炯浩 代表
文熙哲 書記官
呉彩基 補佐
日本側 池上努 検事
松本 入管警備課長
鶴田剛 外務省事務官
堂ノ脇光朗 外務省事務官

4.討議内容

P325. 李炯浩代表 : もしも協定上の永住権を申請しない人がいるならば、彼らの退去強制問題はどうか処理されるのか。

池上 : 永住権を申請しない者に対しては、入管令の退去事由が全般的に適用され、彼らは生活保護や教育に関する恩恵も受けられないだろう。このように永住権を申請しなければずっと不利だということを、民団や日韓協会などを通じて啓蒙するようにしたら良いだろう。

李炯浩 : そういう者を退去する場合、どこに送還するのか。

池上 : 第一次的には韓国政府が受け入れてくれることを要請し、韓国政府が受諾すれば韓国へ送還されるだろう。

P330.

第6次韓日会談

第2次政治会談予備折衝

退去強制問題第3次専門家会議 会議録

1.開催日時 : 1963.3.15. 15:00-16:00

2.場所 : 霞友会館

3.出席者:

韓国側 李炯浩 代表
朴相斗 専門委員
申東元 補佐
日本側 池上努 検事
松本 入管警備課長
鶴田剛 外務省事務官
堂ノ脇光朗 外務省事務官

4.討議内容

李炯浩代表 : 前回の会合で貴側は、本協定が締結された場合、退去強制に該当する韓人は第一次的に韓国へ送還すると言ったことがあるが、この「第一次的」に意味を説明して欲しい。第一次的に韓国へ送還するということは、本人の意思に関わらず、一応まず韓国に送還するという意味だと思うが、

池上 : 「第一次的」とは、第一に人道的見地、第二に自費出国の場合を除いては韓国に送還するという意味だ。

李炯浩代表 : 「自費出国」とは何の意味か。

池上 : 退去強制処分を受けた者が、自分のお金で出国すること、つまり自分のお金で韓国外の「ブラジル」や「チリ」のような所に行くことを指す。

李炯浩代表 : それなら、「人道的見地」とはどういう場合なのか。

松本：政治犯などが該当するのだが、この場合はケース別に取り扱われるべきだと思う。

李炯浩代表：それなら、「第一次的」ということは、結局「原則上」退去強制韓人を韓国へ送還するという意味なのか。

池上：そうだ。

李炯浩代表：一般的に使われる言葉の中で、「在日韓国人」という言葉と「在日韓人」という言葉にはニュアンスの差があると思うが、それにもかかわらず韓国憲法によれば北傀側系統の韓人でも韓国人となっている。わが憲法や国際法によれば朝総連系の人も法律上は韓国人だ。したがって法的地位に関しては、日本にいる韓人は、すべて大韓民国国民として取扱われなければならない。

池上：韓人の在留問題と退去強制問題は少し違うと思う。とにかく日本側としては、退去強制に該当する韓人を前述したような意味で第一次的に韓国へ送還するだろう。

李炯浩代表：次に退去強制事由 5 個の項目の内 4 の麻薬犯に関する問題だが、「営利の目的」と規定したのは、初犯者も含まれるという意味か。

池上：初犯者も入る。

李炯浩代表：営利の目的でしたとしても、主動的役割を担当したのではなく、単純な連絡や監視程度のごく補助的なことをした者を皆含めるというのは、余りに酷いのではないか。だから営利の目的でした者の中で、何年以上の実刑の言渡しを受けた者に限定した方が合理的ではないか。

松本：今度の改正法の中には、そういう点の考慮もされている筈だ。

李炯浩代表：例えば 5 年や 3 年の実刑を受けた者にして、また執行猶予になった者は省くなどの考慮があるべきではないか。

池上：執行猶予になった者は除外できそうだ。

李炯浩代表：麻薬犯で執行猶予になった者の統計数字はあるのか。

池上：1960 年度の統計を見ると懲役の言渡しを受けた者 134 名の内 25 名が執行猶予になった。5 年以上の実刑を受けた者はほとんど中国人だ。

李炯浩代表：営利を目的にした初犯の者は、3 年ないし 5 年の実刑を受けた者に限界を置くのが良くないか。

松本：累犯者はどうなのか。

李炯浩代表：個人の意見として累犯者は仕方がないという意見だ。

・ ・ ・

李炯浩代表：麻薬犯はその犯罪性格上悪いことではあるが、在日韓人のふたつの特殊事情、即ち彼らが過去に日本人だったという点と、生活がとても窮乏であるという点を考慮して退去強制の原則を決定しなければならないだろう。この場で執行猶予になった者は省まず除外すると、完全に合議を見たらどうか(笑い)

・ ・ ・

李炯浩代表：法的地位問題は在日韓人の実生活と直結している問題なので、両国の政治的情勢の変動とは関わりなく、続けて実質的な進展を見るように積極的に推進するのが良い。

P383. 第 6 次韓日会談
第 2 次政治会談予備折衝

退去強制問題第8次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.6.11. 10:30-11:46

2.場所：日本外務省 「杉」 主席代表室

3.出席者:

韓国側 李炯浩 代表
辺 焄 第二領事課長
宋升鉉 三等書記官
日本側 池上努 参事官
松本 入管局警備課長
鶴田剛 外務省事務官

4.討議内容

- P385. 李炯浩代表：日本側は事由の認定と退去の決定を日本が認定すると主張したし、韓国側は相互協議してしようとして来た。
鶴田：認定するということは、日本の主権問題なので、どこまでも日本がしなければならぬと考える。
松本：認定は日本がするとしても、事前に韓国側に対して認定したと通知し、韓国側で検討して、退去の決定に対してだけ拒否できるように回答するのはどうか。
李炯浩代表：そういう点もこれから検討してみることにしよう。そして第3項目と第4項目の取扱に関しては、運用上人道的な配慮をするという所で合意したと思う。しかしまだ残った問題で経過的措置問題がある。即ち退去強制事由該当者として
(1) 協定発効以前に刑期を終えた者は協定の訴求効を認めないのは当然だが、協定発効以後に刑期を終えて出て来た者をどう取扱うのか。
(2) 協定発効後に受刑した者から該当させるかなどの問題だ。
- P386. 池上：永住権者が例えば、10年の刑期を終えて協定発効後に出監した場合、日本ではこの者に永住権を与えるのか、さもなければ退去強制させるかの問題もある。
李炯浩代表：そういう場合は永住権付与の範囲問題ではなく退去強制事由問題なので、退去させるか、させないかの問題があるだけで、永住権は一旦与えなければならぬ。
池上：私の考えでは、永住権付与の問題として取扱うのが妥当だと考える。
松本：私の考えはそうではない。これは退去強制に訴求効を認めるものではない。現在も事由該当者に対して退去強制はできるのだが、その執行だけ保留しているのが現実だから、
李炯浩代表：だからこの問題も、退去強制専門家会議で討議して決定しようというのだ。
池上：しかし、その問題は法的地位会議永住権問題で討議するのが良いと思う。
李炯浩代表：私としては永住権付与資格のある者に対しては、申請すれば永住権を与え、退去強制事由に該当する者がいれば追放するが、しかしそれが永住権を付与するのに前提や理由にはなれないという立場は明確にしておく。
松本：先に言ったように、日本では現在も退去強制事由に該当すれば追放できるのだが、協定が成立した時これを執行するので、協定が成立したからと訴求するのでは決してない。
- P387. 李炯浩代表：協定後の出監者問題は別に関係ないと思う。
(1) 協定前には追放できない。(1967年の両国合意議事録によって)

- (2) 協定後には退去強制事由によって追放できる。
- (3) 永住権該当者は永住権を申請すれば、永住権を一旦付与されるというのが私の主張だ。

松本：だからこういう問題に関して相互協議しようというのだから、これから議論してみよう。

李炯浩代表：議論する必要もないと思う。

松本：この問題は韓国人だけの問題ではなく、他国の人との関係もあり、韓国人にだけ特別有利にはできないのだ。

李炯浩代表：それは日本が40年間も韓国を統治したのだから、その人たちが日本に来るようになったのも、日本の必要によって連れて来たのだから、特別な取扱いをせしなくてはならないのではないか。このような問題の原因は、日本が韓国を支配することになった所にあるのだから、日本側が譲歩しなければならないのではないか。

松本：しかし、この問題は事実上では、単純ではないと思う。

李炯浩代表：日本にいる韓国人と他国の人とは問題が全然違うのだから、特別な取扱いを受けるのに何の異論もないと思う。両側の見解が異なるのだから、これから前で達した永住権付与問題、退去強制事由問題とは別途に分離して、経過的措置問題も討議して行くことにしよう。

P394. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第9次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.6.26. 10:30-11:45

2.場所：日本外務省 「杉」主席代表室

3.出席者:

韓国側	李炯浩 代表
	朴相斗 二等書記官
	宋升鉉 三等書記官
日本側	池上努 参事官
	松本 入管局警備課長
	鶴田剛 外務省事務官
	堂ノ脇光朗 外務省条約局事務官

4. 討議内容

P397. 李炯浩代表：結局突き詰めてみれば13年間も会談が続いている間に、このような問題が生じてしまったのだが、過去に良くなかった者でも、その後立派な人になれば追放する必要がないではないか。退去強制は在日韓人にたいする報復ではなく、善良に暮らして行くようにさせるのに目的があると思う。

P415. 第6次韓日会談
第2次政治会談予備折衝
退去強制問題第11次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.11.29. 10:30-11:50

2.場所：霞友会館

3.出席者:

韓国側 李垆浩 代表
安世勲 3等書記官
日本側 富田正典 入管次長
池上努 参事官
松本 入管局警備課長
鶴田剛 外務省事務官

4. 討議内容

池上：終戦後、現在までも日本の入管令により在日韓人を退去強制でき、52年以前には実際に退去させ、52年5月に150名を送還したことがあったが、韓国側が受け取らなくて送り戻された。

P416. 富田：戦後拘束して52年から止めたのだが、57年の覚書は同問題を含めて論議しようというものだ。

李垆浩代表：協定上の退去強制事由は、協定発効以後の事由に対してだけ適用されなければならない。例えば来年1月に発効するなら、1月以後の事由該当者だけ退去させ、その他は皆永住権が付与されなければならない。57年の覚書は、その覚書に明示された該当者に対して論議決定せよという趣旨なので、討議した結果退去強制しないことにするように充分考慮されることを望む。

池上：覚書の本趣旨は強制送還の受諾(Acceptance of Deportation)と思う。

李垆浩代表：同覚書の趣旨は被追放者の受諾に関する基準を協議せよというものだ。即ちその基準を論議して決定せよというものだ。

松本：他国との関係を考慮しなくてはならない。

池上：52年にも釜山に強制送還したら送り戻されて来た。終戦後から今までは勿論で、協定発効以後5年間の申請期間までの退去強制事由該当者まで含めて、韓日協定の退去強制事項を適用させようと思う。

李垆浩代表：協定以前の事由該当者に対する遡及効を適用させるのは駄目だ。われわれは経過措置に対して、協定の本文に規定できないのなら、付属文書にこれを記録しても、協定時を基準にして協定以前の該当者は大局的に慣用する意味で適用せずに、協定以後の該当者(協定以後、永住権申請期間5年も含む)だけを退去強制するのが可だと考える。

池上：大義名分から理解はできるが、台湾との関係もあるので難しい。

松本：原則的にうなずけない。

李垆浩代表：この問題に関して過去の日本との歴史的関係があり、中国人の立場と韓国人の立場が違ふし、また退去強制の原因となる犯罪の性質においても中国人のそれと韓国人のそれは違ふ。

富田：原則を論議しようということだが、われわれが考慮はする。

松本：人道的に考慮する。

李垆浩代表：中国人に対しても人道的に考慮するのか

富田：中国人に対しては絶対考慮しないている。中国人の妻が日本人の場合でも退去強制させている。

李垆浩代表：協定本文に含ませなくても付属文書に、協定以前の退去強制事由該当者の遡及効を適用しない、と記録したらと思う。

松本：そうはできない。

富田：協定精神の本趣旨から、協定以前も以後においても同じだ。

李垆浩代表：人道的考慮をするというのが、具体的にどうするかが問題ではないか。私は

本国や民団に、良く理解させなければならない立場にある。協定以前の退去強制事由該当者に対しては、協定上の退去強制条項や日本入管令上の退去強制条項を適用して退去させられない。

富田： もう少しわれわれは上部と議論する。

李炯浩代表： 日本側の立場も理解できるが、60万僑胞の内、協定以前の退去強制事由該当者で送還される人がいる場合、こちらの民団では勿論、本国でもおかしいと思うだろうから、原則も良いけれど特別な考慮を表してくれることを望む。

．．．

P418. その問題より今日は、永住権者の子が成年に到達した後、韓国への帰国、または日本への帰化をしないで、日本に永住する場合において、彼らに対する退去強制事由に関して、協定上の事由と日本入管令上の事由と比較検討しようと思う。

富田： 良い。

李炯浩代表： これらに対して、貧困や疾病などの理由では退去強制しないという日本側の立場から見ても、日本の出入国管理令24条の強制退去事由を項目別に見ると、第1項の第1、2、3号は問題にならなくて、また4号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、トの6個項目も問題にならず、へ、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨの9個項目が問題になり、次の5、6、7号も問題視ならないだろう。

池上： ?項において、日本に帰化した者がその後、再び韓国に帰化すればどう見るのか？

李炯浩代表： その場合は、既に日本国籍を持っていた人が、再び帰化する場合なので問題にならない。要するにわれわれの立場は、永住権者の子が成年になり、帰化または本国へ帰国しない場合、彼に対する取扱が永住権者に比べて不利になる場合を心配しているので、この場合も協定上の退去強制事由と同一に見るように要請する。このような者の退去強制事由が永住権者の退去強制事由より著しく悪くなる場合、彼らは成年になるまでは優待を受け、成年になると不利な待遇を受けるようになり、現実的に矛盾した待遇になる。

池上： 強制送還される場合は多くないと思う。

李炯浩代表： かれらの強制退去される数が問題ではなく、協定上の地位が合理的にならなければならないのではないかと。

P419.

これだけずっと問題になっている退去強制収監者の数はというと? ! ! ! ! 日本語文

P420. 退去強制手続未了 在監者調べ(11月28日現在)

一、麻薬関係

総数 22名

内訳 2年以上 16名(1年～3年不定期刑2名を含む)

3年以上 2名

3回以上 4名

二、長期7年を超えるもの 6名

三、総計 28名

P423.

第6次韓日会談

第2次政治会談予備折衝

退去強制問題第 12 次専門家会議 会議録

1.開催日時： 1963.12.13. 10:30-11:50

2.場所：霞友会館

3.出席者： 韓国側 李炯浩 代表
崔侑洙 政務課長
申東元 二等書記官
安世勳 三等書記官
日本側 池上努 参事官
松本 入管局警備課長
鶴田剛 外務省事務官

4. 討議内容

- P425. 李炯浩代表：・・・永住権を貰えない永住権者が成年に到達した後に韓国への帰国、または日本への帰化をしないで、日本に続けて永住する場合において、彼らに対する退去強制事由を適用するにおいて、日本の入管令上の規定と協定上の事由との差異点の内、日本が困難だと問題視した 9 項目に対してひとつひとつ検討してみよう。過般の会議でこれらに対して日本は、**貧困、疾病を理由にしては退去強制しない**と言った。
- 池上：一般外国人も現在貧困、疾病を理由にしては退去強制しないているが、これはわれわれが自制しているもので、**協定が成立したら皆送還する**だろう。
- 李炯浩代表：今までの会合で貧困、疾病を理由に退去強制しないと言ったのに、貧困、疾病だけでなく、**売淫その他の軽微な犯罪行為で退去させるのは過酷**だ。今までは親に準じて協定上の退去強制事由が適用され、**身分保障が強かった子孫たちの身分を余りに弱くするのはできないのではない**か。
- 池上：それは困難だ。われわれの立場は原則上から見て、**売淫のような事案を退去強制事由にしよう**というものだ。
- 李炯浩代表：われわれは日本の入管令を全面的に否定しようというのではない。ただ**永住権を貰えない永住権者の子で、成年に達した後不当な取扱いを受けないか**と思ってだ。
- 松本：その実質的適用においてはわれわれも考慮しようと思う。しかし**原則は活かしておかなくてはならない**。
- P426. 李炯浩代表：永住権者の子が成年に達する時までは 20 年が過ぎなければならないので、日本側はそんなに深刻に気を配る必要はないと思う。
- 池上：われわれもやはりそう思う。
- 李炯浩代表：**弱い立場にいる彼らを、強者の立場から面倒見ないで押しえつけるのは考えなくてはならないこと**だ。
- 松本：**彼らは犯罪率が高い**ので、退去強制事由を弱体化させるのは困難だ。
- 李炯浩代表：毎年、多くの人が帰化しているではないか。彼らは一般外国人と違ってここで出生して生活した人たちで、日本で暮らさなければならない人たちだ。**生活が苦しいから犯罪を犯すのではない**か。だからといってやたら追い出せないのではないか。
- 松本：そうだが現今朝総連では民族教育と言いながら、**帰化もしないで犯罪率が高く心配が多い**。
- 池上：永住権者の子孫たちの退去強制事由を別途に定め、外国人永住者の定型を幾つかに作るのは良くない。協定締結時付属文書で日本への残留を選

択する者に対して規定したら、国会での野党の反対も問題だ。

李炯浩代表： 貧困や疾病で退去強制しないという日本側の立場が、正に協定上の退去強制事由と一般外国人に対する退去強制事由の他に、第3の退去強制事由を作り、日本に在留する外国人に対する第3の定型を作るのではないか。

国会での反対も心配することはない。それなら具体的に論議しよう。出入国管理令24条第1項4号「へ」項目から見よう。

池上： これは外国人登録に関する法令違反なのだが、そんなに心配する必要はない。これから20年以上も居住する人なのだから別に問題ないだろう。

李炯浩代表： 私もそう思うのだが、これは日本側で退去強制事由から除いてくれると信じる。4号の「チ」項目に対してはどうか。

松本： これは麻薬犯関係で考慮できない。

P427.

李炯浩代表： 4号の「リ」項目に対しては

池上： これも1年以上無期懲役該当者なので考慮できない。

李炯浩代表： 4号の「ヌ」項目に対しては、売淫行為関係なのが大目に見られるのではないか。

池上： それは少し考慮できるだろう。

李炯浩代表： 4号の「ル」項目に対しては、この程度なら大目に見て良いのではないか。

松本： 外国人の不法入国に対するブローカーの行為が心配だ。

李炯浩代表： 4号の「ル」項目は、「リ」項目と結びつけて見ても良いだろう。

池上： そのような観点からはそう問題にならないだろう。

李炯浩代表： 4号の「オ」、「ワ」、「カ」は破壊活動法関係だが

池上： 勿論難しい。

李炯浩代表： 「ヨ」項目は法務大臣が認定するものなのだからと General Clause に見える。

池上： 20年以後のことなので、どうなるか判らないからそんなに心配する必要はないと思う。しかし対国会関係などわれわれの立場も考慮しなくてはならない。

李炯浩代表： われわれも本国との関係や対民団関係があって、子孫に対する退去強制事由も重要視する。これまでの協議から見ても、この問題に関しては相互合意点が近接したようだ。

池上： しかし売淫行為者に関しては、これを退去強制事由から除くと対国会関係において、野党が売淫奨励と見るだろうから問題になるだろう。

李炯浩代表： そうではない。売淫者は処罰されるのであり、退去強制されないだけに、何の奨励になるのか。日本側の原則問題と、われわれ側の在日僑胞に対する安心感は別個の問題ではないか、考慮されるのを望む。

松本： われわれも内部的に同問題に対して全体的に検討してみなければならぬ。